

公益財団法人高松市学校給食会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人高松市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高松市において学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、学校教育における食育の推進を支援することにより、子どもの心身の健全な発達並びに市民の豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食に必要な物資の安定的な調達、配給及び安全性の確保に関すること。
 - (2) 学校給食を通じた食育の推進及び支援に関すること。
 - (3) 学校給食の普及充実及び実施に必要な調査及び研究
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、香川県高松市内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産で、理事会及び評議員会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

- 3 公益認定を受けた日以降に、基本財産として指定のあった寄付金及びその他の財産で、理事会及び評議員会において繰り入れることを決議した財産は、基本財産に繰り入れることができる。

(財産の運用管理)

第6条 この法人の財産の管理は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受)

第7条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。なお、貸借対照表の注記として「資産及び負債の状況」を記載した場合は、財産目録の作成は要しない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員5名以上9名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- (3) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。
- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- エ 次の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- (ア) 国の機関
- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会会長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員には、その職務の対価として1日当たり10,000円を超えない範囲内の額の報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する交通費の実費相当額を支給することができる。

3 前各項の支給額は、評議員会の決議により別に定める公益財団法人高松市学校給食会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程に定めるところによる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬並びに費用弁償の額及びその支給に関する基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として、年1回、毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第19条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。ただし、評議員会会長が欠けたとき又は評議員会会長に事故があるときは、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員等

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として政令で定めるものをいう。第5項において同じ。）にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 各理事について、各監事と特別利害関係を有しないものであること。

- 6 理事のうち1人以上が、この法人又はこの子法人（一般法人法第2条第4号に規定する子法人をいう。以下この項及び第8項において同じ。）の業務執行理事（一般法人法第115条第1項（一般法人法第198条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この項において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間この法人又はこの子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。
- 7 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 8 監事のうち1人以上が、その就任の前10年間この法人又はこの子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。
- 9 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 10 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第31条 役員には、その職務の執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める公益財団法人高松市学校給食会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

第7章 理事会

(設置)

- 第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の取得及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第34条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するものとし、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、その議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、議決に関わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人であつて租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第44条 この法人が行う第4条第1項の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類等の備置き及び閲覧)

第46条 事務所には、法令の定めるところにより、次の書類等を備え置かなければならない。なお、貸借対照表の注記として「資産及び負債の状況」を記載した場合は、財産目録の備えは要しない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可及び登記等に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録等議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 各事業年度に係る計算書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）をいう。）
 - (8) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (9) その他法令で定める書類
- 2 前項各号の書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項の情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 補足

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員（職）名簿の記載のとおりとする。

4 この法人の最初の理事長は葛西 優子、副理事長は山下 修、常務理事は田中 光とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

堺 美 枝 福 田 安 伸 樽 谷 佳 樹
落 合 英 寿 小早川 龍 司 中 西 圀 弘

附 則

この定款は、平成26年6月17日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年1月21日から施行する。

別紙 役員（職）名簿

理 事

	職 名	氏 名	公 職 名
1	理 事	葛 西 優 子	高松市立香東中学校 P T A 副会長
2	理 事	山 下 修	高松市立川岡小学校長
3	理 事	田 中 光	高松市教育委員会保健体育課長
4	理 事	山 田 士 郎	高松市立高松第一小学校 P T A 会長
5	理 事	眞 鍋 正 博	キッズメディカルまなべ院長
6	理 事	竹 下 千恵子	香川県歯科医療専門学校講師

監 事

	職 名	氏 名	公 職 名
1	監 事	岩 部 達 雄	税理士
2	監 事	森 本 順 二	高松市教育委員会学校教育課長